



Tax watch update

Issue No 2

2010年3月

はじめに.....	2
個人所得税	2
法人所得税	3
付加価値税	4
外国契約者源泉税	5
関税.....	5
その他.....	5



はじめに

今月号では、ご参考のためにベトナムの税規則に関する最近のいくつかの変更点を以下に記しました。こうした変更点やその影響あるいは事業機会についてご検討後、お問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

個人所得税

所得支給者による個人所得税源泉徴収証明書の発行に関する Circular

財務省は 2010 年 3 月 18 日に Circular 37/2010/TT-BTC を発行し、コンピュータ生成の個人所得税源泉徴収証明書の発行、使用、および管理に関するガイドラインを公表しました。この Circular によると、所得支給者は所得受給者への個人所得税源泉徴収証明書の発行を義務づけられます。

個人所得税源泉徴収証明書の発行を認められるためには、所得支給者は一定の要件を満たしたうえで証明書の見本を所轄税務当局に登録し、証憑書類の発行、使用、管理に関する規則を順守する必要があります。この Circular には参考のために個人所得税源泉徴収証明書の見本と登録様式が添付されてあります。

社会保険拠出に使用する給与・賃金と月額所得の改定

労働傷病兵社会福祉省は 2010 年 1 月 29 日に、社会保険拠出に使用する給与・賃金と月額所得の改定に関する Decree 83/2008 と Decree 134/2008 の施行規定を定めた Circular 04/2010/TT-BLDTBXH を発行しました。この Circular の適用対象となるのは 2010 年 1 月 1 日から 2010 年 12 月 31 日の期間に (i) 社会保険に加入している従業員、社会保険既拠出期間を保留している従業員、および雇用主の決定した給与体系に基づき社会保険を支払っている従業員のうち、年金受給者、退職金の一括受給者、1 回限りの社会保険受給者に該当する場合、ならびに (ii) 任意社会保険に加入している従業員のうち、年金受給者、退職金の一括受給者、1 回限りの社会保険受給者に該当する場合です。この Circular は 1995 年より前の社会保険拠出と 1995～2010 年の社会保険拠出に使用する給与・賃金の改定額を定めています。

今回の改定は消費者物価指数の上昇を考慮に入れ、社会保険受益者である従業員に恩恵をもたらします。なお、その詳細については弊社までお問い合わせください。

2009 年個人所得税確定申告に関するガイドライン

税務局は 2010 年 2 月 8 日に Official Letter 451/TCT-TNCN を発行し、2009 年個人所得税確定申告に関するガイドラインを公表しました。その詳細については Tax Update の 2010 年 3 月 3 日号を参照ください。

個人所得税に関する行政手続きの一部変更

個人所得税に関する行政手続きの更なる改善に向け、財務省は2010年2月25日に個人所得税申告様式の一部変更に関する Circular 20/2010/TT-BTC を発行しました。個人所得税の還付申請書類も旧規則と比べて簡素化されています。その結果、行政手続きは Circular 84/2008 よりも 30%ほど削減されました。

新たな納税申告書と還付手続きは2009年確定申告に即時適用されます。ほかの様式は2010年以降に適用されます。

個人所得税確定申告の提出期限の延長

Circular 20/2010 に基づく新たな行政規則を実施に移す時間的余裕を納税者に与えるため、財務省は2010年3月15日に Official Letter 3124/BTC-TCT を発行し、2009年個人所得税確定申告の提出期限を2010年5月31日まで延長しました。

ネット給与受給者に雇用主が支給する住宅手当の課税判断

税務局は2010年3月29日に、ネット給与受給者に雇用主が支給する住宅手当の課税判断に関する Official Letter 965/TCT-TNCN を発行しました。この Official Letter の指示によると、課税住宅手当は課税所得の税込み表示額(税務局の2009年4月28日付け Official Letter 1578/TCT-TNCN に依拠)の15%から個人控除と扶養者控除を差し引いて計算します。

法人所得税

法人所得税の納付期限の延長

「Tax Watch Update」2010年2月号(Issue 1)でも指摘したように、2010年法人所得税の納付期限延長に関する決定が正式に公布されました。2010年2月12日付け Decision 12/2010/QD-TTg によると、法人所得税の納付期限は税務管理法に定められた期限から3ヶ月間延長されますが、これは以下を適用対象とします。

- ▶ 中小企業による2010年の四半期および年次法人所得税納付
- ▶ 衣料、繊維、皮革、フットウェア産業の生産・加工活動を対象とした2010年の四半期および年次法人所得税納付

上記の延長を適用できるのは、会計・証憑書類制度を実施し、かつ申告法により税金を納付する企業に限定されます。



2009年法人所得税確定申告に関するガイドライン

税務局は2010年1月29日に Official Letter 353/TCT-CS を発行し、2009年法人所得税確定申告に関するガイドラインを公表しました。その詳細については Tax Update の2010年3月5日号を参照ください。

WTO 公約により優遇措置を廃止された企業を対象とした法人所得税の優遇措置

2010年2月23日付け Official Letter 544/TCT-CS によると、衣料・繊維産業の企業のほか、国内原料を使用しているがために優遇措置を受けられる企業のうち法人所得税の優遇措置に関するほかの要件(輸出比率や国内原料使用に関する要件とは別の要件)をも満たしている企業は、(i)営業ライセンスの発行時または(ii)WTO(世界貿易機関)公約に基づく改定時(2007年11月11日)に発効していた法人所得税に関する過去の規則に定める要件を残存期間に満たしている場合、満たしている要件に応じて法人所得税の優遇措置を引き続き享受できます。

残存期間に関する上記の税制優遇措置は、Circular 134/2007/TT-BTC 第 H 部 5 項および 6 項に規定する優遇税率適用期間または税金免除・減免期間を享受している企業のみを対象とします。

付加価値税

輸出品の返品を対象とした控除可能な仮払 VAT の申告

税務局は 2010 年 2 月 28 日に Official Letter 443/TCT-KK を発行し、輸出品の返品を対象とした付加価値税に関するガイドラインを公表しました。その内容を以下に記しました。

- ▶ 国内企業の過失を理由に輸出品が返品された場合、当該企業は仮払 VAT の申告を認められません。一方、当該企業がその後、返品された物品を再輸出するか物品を国内販売した場合、当該企業は規定に基づく仮払 VAT の申告または還付を認められます。
- ▶ 企業は法人所得税の計算にあたって、契約違約金を控除可能費用として直接記帳することは認められません。この違約金は当該企業が経済契約の違反を理由にほかの当事者から受け取る補償金と必ず相殺し、その他課税所得を決定します。
- ▶ 海外の取引先が支払いを済ませている次回出荷分に関しては、輸出品に義務づけられる証憑書類を保持している場合に限って、付加価値税の控除と還付を受けられます。輸出品の収益から、海外の取引先が違約金(前回返品分の違約金)を控除した場合でも、違約金の控除前に当初の収益に対応する輸出収益を記帳できます。この場合、実際に支払いが行われた輸出品を対象に仮払 VAT の控除と還付を受けられます。

保証活動に関する付加価値税

税務局の 2010 年 2 月 11 日付け Official Letter 503/TCT-CS によると、金融機関法とその施行規則を順守しないノンバンク金融機関による保証活動は付加価値税の課税対象となります。

鉱物探査、採掘、加工の権利譲渡への課税

財務省は 2010 年 3 月 19 日付け Circular 38/2010/TT-BTC を発行し、鉱物探査、採掘、加工の権利譲渡を行う個人・団体に適用される税金に関するガイドラインを公表しました。それによると、こうした権利譲渡は投資案件の譲渡とみなされ、以下の税務を課されます。

付加価値税

- ▶ 鉱物探査、採掘、加工の権利譲渡、および土地所有権の譲渡は付加価値税の課税対象外です。現場の建設・インフラ作業や機械・設備等とともに投資案件全体を譲渡する場合、譲渡者は各譲渡を分離し、現行規則に基づいて付加価値税を納付します。一方、現場の建設・インフラ作業や機械・設備等の譲渡価額を個別に特定できない場合、譲渡価額全体に対して 10%の付加価値税が適用されます。



法人所得税

- ▶ 鉱物探査、採掘、加工の権利譲渡に適用される法人所得税率は 25%です。譲渡活動からの所得は個別に記帳し、法人所得税の優遇措置を受けられません。

個人所得税

- ▶ 鉱物探査、採掘、加工の権利譲渡から所得を得た個人は、資本移転所得に対して個人所得税を納付します。個人所得税の適用税率は 20%です。

職員と「厳選」顧客への割引販売に関する付加価値税

税務局は 2010 年 2 月 24 日に割引販売を巡る付加価値税の方針に関する Official Letter 567/TCT-CS を発行しました。この規定によると、事業体はその職員または厳選顧客に対し、販売代理店の使用する価格を下回る価格で物品を販売し、かつ販促に関する規則 (Decree 37/2006/ND-CP 第 9 条の規定) を順守しない割引販売を行った場合、当該事業体はインボイスを発行のうえ、Circular 129/2008/TT-BTC 第 B 部第 1 条 1.3 項と第 B 部第 4 条 2.4 項に基づいて付加価値税を計算する必要があります。

外国契約者源泉税

外国契約者源泉税に関する Circular 134/2008/TT-BTC を改正する Circular 草案

財務省は外国契約者源泉税に関する 2008 年 12 月 31 日付け Circular 134/2008/TT-BTC を改定する見通しです。Circular の草案によると、融資利息と証券・債券譲渡からの課税所得は以下の如く変更されます。

- ▶ 外国契約者源泉税の法人所得税部分の課税対象となる融資利息からの所得には、債券の利息(非課税債を除く)と譲渡性預金の利息が含まれます。
- ▶ 証券・債券(非課税債を除く)と譲渡性預金の譲渡活動に関しては、法人所得税の課税対象収益は証券、債券、譲渡性預金の譲渡時の総売却収益となります。

関税

石油・ガスの輸入関税改定

2010 年 1 月 26 日付け Circular 13/2010/TT-BTC によると、優遇輸入関税表に定められたグループ 2710 に属する一部品目は 20%の新関税率を適用されます。この新関税率は財務省の 2009 年 11 月 12 日付け Circular 216/2009/TT-BTC で規定していた旧関税率を置き換えます。

新関税率は 2010 年 2 月 1 日以降に税関当局に登録された輸入品の税関申告に適用されます。

その他

インボイスの写しの使用に関するガイドライン

インボイスの印刷、発行、使用、管理に関する財務省の 2002 年 12 月 30 日付け Circular 120/2002/TT-BTC の改定に関するガイドラインを規定した 2010 年 2 月 1 日付け Circular 16/2010/TT-BTC によると、物品・役務の輸出との関連でインボイスの第 3 の写しを税関当局の事務所に保管するという規則は廃止されました。

Circular 16/2010/TT-BTC は 2010 年 2 月 1 日より発効しました。

健康保険基金の使用と管理に関する新たな規則

ベトナム社会保険公社は 2010 年 1 月 20 日に Decision No. 82/QD-BHXH を発行し、健康診断契約と治療契約の実施、診断料と治療費の検査と支払い、および健康保険基金の管理と使用に関する規則を定めました。この Decision は以下の点について規定しています。

- ▶ 社会保険組織と健康診断・治療機関の間で締結する健康診断契約と治療契約
- ▶ 健康保険加入者による初期健康診断・治療機関の登録
- ▶ 健康診断・治療に関する健康保険の手続き
- ▶ 健康診断・治療に関する健康保険の手数料
- ▶ 健康保険基金の使用と管理

この Decision は 2010 年 1 月 1 日より発効し、当該 Decision と矛盾する過去の全規則に取って代わります。

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ナム・グエン Nam.Nguyen@vn.ey.com	パートナー
フーン・ヴー Huong.Vu@vn.ey.com	パートナー
カルロ・ナバロ Carlo.Navarro@vn.ey.com	パートナー
ジェフ・シー Jeff.Sea@vn.ey.com	ディレクター
セーラ・ジャップ Sarah.Jubb@vn.ey.com	ディレクター
タイン・チュン・グエン Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ニャン・フイン Nhan.Huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ロネル・アセロン Ronelle.Aceron@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ティー・アイン・フイン Thy.Anh.Huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
チャン・ファム Trang.Pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー
テー・ジャー・トラン The.Gia.Tran@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ホアン・ヴー・ファン Hoang.Vu.Phan@vn.ey.com	シニア・マネージャー
トウアン・ディン・ファム Tuan.Dinh.Pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー

日系企業担当

中島 敬仁
Takahito.Nakajima@vn.ey.com

安西 冬樹
Fuyuki.Anzai@vn.ey.com

ハウ ミー スアン カオ
Hau.My.Cao@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万4,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となつて、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供しておりません。

©2010 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.
FEA no. 16000046

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

www.ey.com/vn